

## **[事案 2022-173] 新契約無効請求**

・令和5年3月22日 裁定終了

### **<事案の概要>**

契約内容を誤信していたことを理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

令和2年2月に乗合代理店を通じて契約した米ドル建終身保険について、募集人に、「とりあえず10年間やってみる」と伝え、保険料払込期間が10年間であると思い契約したが、実際には17年間であったことから、契約を無効とし、既払込保険料を返還してほしい。

### **<保険会社の主張>**

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集時に申立人から、保険料払込期間が10年間の契約の要望があった事実はない。
- (2)募集人は、提案書を用いて、保険期間や保険料払込期間等を含む保障内容を正しく説明している。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申込時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、申立人が契約内容を誤信していたことは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。